

介護給付費算定に係る体制等に関する届出（加算届）

（１）提出期限・提出先

◎体制等の届出については、加算等を算定する前月の１５日までに提出すること。（１６日以降に提出された場合は、翌々月から算定）

平成３０年４月算定分締切日：平成３０年４月１６日（月） １７：００必着

◎加算廃止の場合は、直ちに提出すること。（加算は基準に該当しなくなったときから、算定不可）

◎体制等の届出先は、指定申請等の提出先と同じである。

（２）提出書類

◎加算等の届出に当たっては、下記の書類を提出すること。（サテライトがある事業所については、サテライトのものも要提出）

サービス	様式
共通	◎介護給付費算定に係る体制等に関する届出書（別紙２）
訪問看護 介護予防訪問看護	◎介護給付費算定に係る体制等状況一覧表（別紙１・１－２） ◎介護給付費算定に係る体制等状況一覧表（サテライト）

◎上記「介護給付費算定に係る体制等状況一覧表」に記載の届出事項に応じて、下記の書類を添付して提出すること。（届出の項目に応じて複数部添付しなくともよい。）

◎上記「介護給付費算定に係る体制等状況一覧表」に記載の届出事項に応じて、下記の書類を添付して提出すること。

届出の項目	添付書類
特別地域加算	不要（※県ホームページで対象地域に該当するか確認が必要）
中山間地等における 小規模事業所加算	○中山間地域等事業所 事業所規模算出表（参考様式） ※県ホームページで対象地域に該当するか確認が必要
緊急時訪問看護加算 特別管理体制 ターミナルケア体制	○緊急時訪問看護加算・特別管理体制・ターミナルケア体制に係る届出書（別紙８－１）
看護体制強化加算	○看護体制強化加算に係る届出書（別紙８－２） 看護体制強化加算を算定する場合は、必ず提出ください。
サービス提供体制強化加算	○サービス提供体制強化加算に関する届出書（別紙１２－２） ○従業者常勤換算一覧表（勤続３年以上サービス提供職員一定割合以上雇用事業所）（参考様式）
定期巡回・随時対応 サービス連携	○訪問看護事業所における定期巡回・随時対応型訪問介護看護連携に係る届出書（別紙１４） ○連携を行う定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所と交わした契約書の写し